

○内閣府令第六号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第十七号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号、第二十条第一項及び第四項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条第一項、第二十六条、第二十九条第二項、第三十一条第一項並びに第八十二条並びに子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十八条第一項及び第二十四条第一項並びに子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第三条の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令のように定める。

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 総則(第一条―第一条の四)

第一章の二 子どものための教育・保育給付

第一節 教育・保育給付認定等(第一条の五―第十六条)

第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給(第十七条―第二十八条の二)

第一章の三 子育てのための施設等利用給付

第一節 施設等利用給付認定等(第二十八条の三―第二十八条の十三)

第二節 施設等利用費の支給(第二十八条の十四―第二十八条の十八)

第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設(第二十九条―第三十八条)

第二款 特定地域型保育事業者(第三十九条―第四十四条)

第三款 業務管理体制の整備等(第四十五条―第四十八条)

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表(第四十九条―第五十三条)

第二節 特定子ども・子育て支援提供者(第五十三条の二―第五十三条の六)

第三章 地域子ども・子育て支援事業(第五十四条・第五十四条の二)

第四章 子ども・子育て支援事業計画(第五十五条)

第五章 費用等(第五十六条―第五十九条の二)

改正前

目次

第一章 子どものための教育・保育給付

第一節 支給認定等(第一条―第十六条)

第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給(第十七条―第二十八条の二)

第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節 特定教育・保育施設(第二十九条―第三十八条)

第二節 特定地域型保育事業者(第三十九条―第四十四条)

第三節 業務管理体制の整備等(第四十五条―第四十八条)

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表(第四十九条―第五十三条)

第三章 地域子ども・子育て支援事業(第五十四条)

第四章 子ども・子育て支援事業計画(第五十五条)

第五章 費用等(第五十六条―第五十九条)

第六章 雑則（第六十条）
附則

第一章 総則

（法第七条第十項第四号の基準）

第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするもの以外のものに係る同号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上である施設 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数が、満一歳未満の小学校就学前子どもとおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どもとおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どもとおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どもとおおむね三十人につき一人以上であること。ただし、当該者の数は二人を下ることはできないこと。

(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下この条において同じ。）の資格を有する者であること。

(3) 保育士でない者について、保育士、保母、保父その他こ

第六章 雑則（第六十条）
附則

「章名を加える。」

「条を加える。」

れらに紛らわしい名称が用いられていないこと。
ロ 保育室等の構造、設備及び面積

(1) 小学校就学前子どもを保育を行う部屋（以下「保育室」という。）は、調理室（給食を施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当を持参している場合、その他の場合にあつては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所があること。

(2) 保育室の面積は、小学校就学前子ども一人につきおおむね一・六五平方メートル以上であること。

(3) おおむね一歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所は、おおむね一歳以上の小学校就学前子どもの保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保されていること。

(4) 保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。

(5) 便所用の水洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できるものであること。

(6) 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上であること。

ハ 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

(2) 非常災害に対する具体的計画が立てられていること。
(3) 非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。

(4) 保育室を二階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次の(i)及び(ii)のいずれも満たさないものである場合にあつては、(1)及び(2)に掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

三階 (い)	1	建築基準法施行令第二百二十三条第一	(ろ)	(い)	<p>(i) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>(ii) 次の表の上欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子ども避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。</p>
			(5) 保育室を三階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。		<p>1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>

		四階以上	
(ろ)		(い)	(ろ)
2 建築基準法第二条第七号に規定する 特別避難階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第二 項に規定する構造の屋外階段（ただし 、当該屋内避難階段の構造は、建築物 の一階から保育室が設けられている階 までの部分に限り、屋内と階段室とは 、バルコニー又は付室（階段室が同条 第三項第二号に規定する構造を有する ものに限る。）を通じて連絡すること とし、かつ、同条第三項第三号、第四 号及び第十号を満たすものとする。） 又は同条第三項に規定する構造の屋内 特別避難階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二 項に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一 項に規定する構造の屋内避難階段又は 同条第三項に規定する構造の屋内特別 避難階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ず る設備 3 屋外階段
			2 屋外階段 項に規定する構造の屋内避難階段又は 同条第三項に規定する構造の屋内特別 避難階段

耐火構造の屋外傾斜路
 3 建築基準法施行令第百二十三条第二
 項に規定する構造の屋外階段

- (iii) 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百二十二条第一項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。
 - (イ) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (ロ) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - (iv) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること。
 - (v) 保育室その他小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どももの転落事故を防止する設備が設けられていること。
 - (vi) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられること。
 - (vii) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。
- ニ
 保育の内容等
- (1) 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。
 - (2) 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活

-
- リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。
- (3) 小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。
- (4) 小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。
- (5) 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。
- (6) 小学校就学前子ども の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。
- (7) 保育に従事する者が保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。
- (8) 小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子ども の人権に十分配慮されていること。
- (9) 小学校就学前子ども の身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。
- (10) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。
- (11) 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。
- (12) 保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子ども の安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等に適切に対応さ
-

ホ
給食
れていること。

- (1) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。
 - (2) 小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。
 - (3) 調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。
- へ
健康管理及び安全管理
- (1) 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。
 - (2) 身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。
 - (3) 継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び一年に二回実施されていること。
 - (4) 職員の健康診断が採用時及び一年に一回実施されていること。
 - (5) 調理に携わる職員の検便がおおむね一月に一回実施されていること。
 - (6) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。
 - (7) 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。
 - (8) 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。
 - (9) 満一歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。
 - (10) 保育室での禁煙が厳守されていること。
 - (11) 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。

-
- (12) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
- (13) 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。
- (14) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。
- (15) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
- (16) 施設において提供される保育サービスを利用しようとする者からの利用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われていること。
- (17) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。
- 二 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの人数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務を目的とする施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。
- イ 保育に従事する者の数及び資格
- (1) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上であること。
- (2) 保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。
- ロ 保育室等の構造、設備及び面積
-

-
- (1) 保育室のほか、調理設備（施設外調理その他の場合にあつては必要な調理機能）及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。
- ハ その他
- 前号イ(3)、ロ(4)及び(5)、ハ(1)及び(3)、ニ(1)から(12)まで、ホ(1)から(3)まで並びに(1)から(17)までに定める事項を満たしていること。
- 三 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであつて、複数の保育に従事する者を雇用している施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。
- イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね一人につき原則一人以上であること。
- ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。
- ハ 第一号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで及び(6)から(11)まで並びに(1)、(4)及び(7)から(17)までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号へ(14)中「の見やすい」ところに掲示」とあるのは「に対し書面による掲示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。
- 四 前号に掲げる施設以外の施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。
- イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね一人につき原則一人以上であること。
- ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。
- ハ 第一号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)及び(8)並
-

びに(10)及び(11)並びに(1)、(4)及び(7)から(17)までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号へ(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、同号へ(14)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面による提示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

(法第七条第十項第五号の基準等)

第一条の二 法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。))第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)、幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定する幼稚園をいい、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下同じ。)(又は特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。))に在籍する小学校就学前子ども(法第三十条の四に規定する場合における法第三十条第一項に規定する保育認定子どもを除く。))に対して教育・保育を行うこと。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十三条第二項の規定に準じ、法第七条第十項第五号に規定する事業の対象とする小学校就学前子どもの年齢及び人数に応じて、当該小学校就学前子ども(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第五号に規定する事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。)

「条を加える。」

、又は幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者（次号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

三 前号に規定する職員は、専ら法第七条第十項第五号に規定する事業に従事するものでなければならないこと。ただし、当該事業と幼稚園、認定こども園又は特別支援学校（以下この号において「幼稚園等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該事業を行うに当たつて当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者に限る。）による支援を受けることができるときは、専ら当該事業に従事する職員を一人とすることができること。

四 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。

イ 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項

ロ 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

ハ 特別支援学校 学校教育法第七十七条の規定に基づき文部科学大臣が定める特別支援学校の教育課程その他の保育内容に関する事項

五 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

2 法第七条第十項第五号ロの内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間は、第十七条に定めるものとする。

（法第七条第十項第七号の基準）

第一条の三

法第七条第十項第七号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる事業の類型に応じ、当該各号に定める基準とする。

〔条を加える。〕

一 病児（疾病にかかっている小学校就学前子どものうち、疾病の回復期に至らず、当面、病状が急変するおそれが少ない場合であつて、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なものをいう。以下この条において同じ。）を病院、診療所、保育所その他の施設において一時的に保育する事業 次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホに掲げる要件を除く。）を満たすこと。

イ 看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下この条において「看護師等」という。）は、当該事業を利用する病児（ロ及びホにおいて「対象病児」という。）おおむね十人以上につき一人以上とすること。

ロ 保育士の数は、対象病児おおむね三人につき一名以上とすること。

ハ 保育室、病児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室を有すること。

ニ 事故防止及び衛生面に配慮するなど病児の養育に適した場所とすること。

ホ 対象病児の病状が急変した場合に当該対象病児を受け入れることができる医療機関（以下この条において「協力医療機関」という。）及び対象病児の病状、心身の状況の把握、感染の防止その他の事項に関して指導又は助言を行う医師（以下この条において「指導医」という。）をあらかじめ定めること。

二 病後児（疾病にかかっている小学校就学前子どものうち、疾病の回復期であつて、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なもの）をいう。以下この条において同じ。）を病院、診療所、保

-
- 育所その他の施設において一時的に保育する事業。次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ホに掲げる要件を除く。）を満たすこと。
- イ 看護師等が当該事業を利用する病児（ロにおいて「対象病後児」という。）おおむね十人につき一人以上とすること。
 - ロ 保育士が対象病後児おおむね三人につき一名以上とすること。
 - ハ 保育室、病児の静養又は隔離の機能を持つ部屋及び調理室を有すること。
 - ニ 事故防止及び衛生面に配慮するなど病児の養育に適した場所とすること。
 - ホ 協力医療機関をあらかじめ定めること。
 - 三 保育所その他の施設において、当該施設に通園する小学校就学前子どもに対して緊急的な対応その他の保健的な対応を行う事業。次に掲げる全ての要件（事業を実施する場所が病院、診療所その他の医療機関である場合には、ハに掲げる要件を除く。）を満たすこと。
 - イ 看護師等を当該事業を利用する小学校就学前子ども二人につき一名以上配置すること。
 - ロ 感染を予防するため、事業を実施する場所と保育室等の間に間仕切りを設けること。
 - ハ 協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めること。
 - 四 病児又は病後児が当該病児又は病後児の居室において一時的に保育する事業。イ及びロに掲げる要件（事業者が病院、診療所その他の医療機関である場合には、イに掲げる要件に限る。）を満たすこと。
 - イ 一定の研修を修了した看護師等、保育士又は家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）を当該事業を利用する病児又は病後児一名につき一名以上配置すること。
-

ロ 協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めること。

(法第七条第十項第八号の基準)

第一条の四 法第七条第十項第八号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする

- 一 市町村(特別区を含む。以下同じ。)又はその委託等を受けた者が行うものであること。
- 二 当該事業を行う者が児童福祉法第六条の三第十四項に規定する援助希望者に対し講習を実施していること。

第一章の二 子どものための教育・保育給付

第一節 教育・保育給付認定等

(法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由)

第一条の五 法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

〔二〇六 略〕

七 次のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

〔ロ 略〕

〔八 略〕

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設に

〔条を加える。〕

第一章 子どものための教育・保育給付

第一節 支給認定等

(法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由)

第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村(特別区を含む。以下同じ。)が定める時間以上労働することを常態とすること。

〔二〇六 同上〕

七 次のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

〔ロ 同上〕

〔八 同上〕

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設に

特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

〔十 略〕

（認定の申請等）

第二条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九條第三項第二号並びに第三十條第二項第一号、第三号及び第四号の政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 「略」

〔3～5 略〕

（支給認定証の交付）

第四条の二 市町村は、法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者又は同条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）の申請により、同項に規定する支給認定証（以下「支給認定証」という。）を交付する。

（法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項）

第六条 法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日

は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

〔十 同上〕

（認定の申請等）

第二条 「同上」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九條第三項第二号及び第三十條第二項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 「同上」

〔3～5 同上〕

（支給認定証の交付）

第四条の二 市町村は、法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者又は同条第四項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）の申請により、同項に規定する支給認定証（以下「支給認定証」という。）を交付する。

（法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項）

第六条 法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日

二 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日

〔三・四 略〕

五 教育・保育給付認定に係る第一条の五各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

六 教育・保育給付認定の有効期間

七 その他必要な事項

（利用者負担額等に関する事項の通知）

第七条 市町村は、教育・保育給付認定を行ったときは、当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該教育・保育給付認定保護者に係る次に掲げる事項を通知するものとする。

一 利用者負担額（満三歳未満保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号に掲げる額又は第二十八条第二項第三号の市町村が定める額に限る。）

二 食事の提供（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものに限る。）に要する費用の支払の免除に関する事項

2 教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付の申請をしていない場合において、前項の規定による通知をするときは、前条各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各

二 当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日

〔三・四 同上〕

五 支給認定に係る第一条各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

六 支給認定の有効期間

七 その他必要な事項

（利用者負担額に関する事項の通知）

第七条 市町村は、支給認定を行ったときは、当該支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該支給認定保護者の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2 支給認定保護者が支給認定証の交付の申請をしていない場合において、前項の通知をするときは、前条各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども 教育・保育給付教育・保育給付認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

二 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

三 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

四 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

五 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 略〕

六 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども 支給認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

二 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

三 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

四 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

五 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

〔イ・ロ 同上〕

六 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条第九号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

七 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条
第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第
十号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して
市町村が定める期間

八 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条
の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由
に該当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前
子どもが満三歳に達する日の前日までの期間

九 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条
の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げ
る期間のうちいずれか短い期間

「イ・ロ 略」

十 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条
の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げ
る期間のうちいずれか短い期間

「イ・ロ 略」

十一 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一
条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲
げる期間のうちいずれか短い期間

「イ・ロ 略」

十二 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一
条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一
条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘
案して市町村が定める期間

十三 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分

七 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条
第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条第十
号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町
村が定める期間

八 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条
第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該
当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前子ど
もが満三歳に達する日の前日までの期間

九 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条
第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期
間のうちいずれか短い期間

「イ・ロ 同上」

十 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一
条第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期
間のうちいずれか短い期間

「イ・ロ 同上」

十一 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一
条第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる
期間のうちいずれか短い期間

「イ・ロ 同上」

十二 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一
条第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一
条第九号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市
町村が定める期間

十三 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分

分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

（法第二十二條の届出）

第九条 教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが保育認定子ども（法第三十條第一項に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。）である場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該教育・保育給付認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

〔2・3 略〕

4 市町村は、第一項の届出を受け、当該教育・保育給付認定保護者に係る第七條第一項に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の当該事項を通知するものとする。

（法第二十三條第一項に規定する内閣府令で定める事項）

第十条 法第二十三條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 教育・保育給付認定の有効期間

四 〔略〕

（教育・保育給付支給認定の変更の認定の申請）

分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第一条第十号に掲げる事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

（法第二十二條の届出）

第九条 支給認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該支給認定保護者の小学校就学前子どもが法第十九條第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該支給認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

〔2・3 同上〕

4 市町村は、第一項の届出を受け、当該支給認定保護者の利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

（法第二十三條第一項に規定する内閣府令で定める事項）

第十条 法第二十三條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

三 支給認定の有効期間

四 〔同上〕

（支給認定の変更の認定の申請）

第十一条 法第二十三条第一項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を申請しようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

- 一 当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）
- 二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との続柄
- 三 第一条の五各号に掲げる事由の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

四 「略」

2 「略」

3 第九条第四項の規定は、第一項の規定による申請を受け、市町村が当該教育・保育給付認定保護者に係る第七条第一項に掲げる事項を変更する必要があると認める場合について準用する。

（市町村の職権により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合の手続）

第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行うときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

2 前項の場合において、教育・保育給付認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次の各号に掲げる事項を併せて通知し、

第十一条 法第二十三条第一項の規定に基づき支給認定の変更の認定を申請しようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）
- 二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び支給認定保護者との続柄
- 三 就労状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

四 「同上」

2 「同上」

3 第九条第四項の規定は、第一項の規定による申請を受け、市町村が当該支給認定保護者の利用者負担額を変更する必要があると認める場合について準用する。

（市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続）

第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行うときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該支給認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

2 前項の場合において、支給認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次の各号に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認

当該支給認定証の提出を求めるものとする。ただし、教育・保育給付認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

「一・二 略」

(準用等)

第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、第七条第一項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達したときに法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。」と読み替えるものとする。

2 市町村は、法第二十三条第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合であつて、教育・保育給付認定保護者に支給認定証を交付しているときは、支給認定証に第六条第四号から第六号までに掲げる事項を記載し、これを返還するものとする。ただし、教育・保育給付認定保護者から支給認定証の返還を要しない旨の申出があつた場合は、この限りでない。

(教育・保育給付認定の取消しを行う場合の手続)

第十四条 市町村は、法第二十四条第一項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

2 前項の場合において、教育・保育給付認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、教育・保育給付認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

定証の提出を求めるものとする。ただし、支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

「一・二 同上」

(準用等)

第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、第七条第一項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときに法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行う場合には、当該支給認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。」と読み替えるものとする。

2 市町村は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定を行った場合であつて、支給認定保護者に支給認定証を交付しているときは、支給認定証に第六条第四号から第六号までに掲げる事項を記載し、これを返還するものとする。ただし、支給認定保護者から支給認定証の返還を要しない旨の申出があつた場合は、この限りでない。

(支給認定の取消しを行う場合の手続)

第十四条 市町村は、法第二十四条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。

2 前項の場合において、支給認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次の各号に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

「一・二 略」

(申請内容の変更の届出)

第十五条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(以下この条において「届出事項」という。)を変更する必要があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

- 一 当該届出を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの居住地)
- 二 当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との続柄

2 「三・四 略」

(支給認定証の提示)

第十九条 教育・保育給付認定保護者は、法第二十七条第二項の規定に基づき、支給認定教育・保育を受けるに当たっては、特定教育・保育施設から求めがあった場合には、当該特定教育・保育施設に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

(令第四条第二項第一号の内閣府令で定める教育・保育給付認定保護者)

第二十条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百

「一・二 同上」

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(以下この条において「届出事項」という。)を変更する必要があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。この場合において、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

- 一 当該届出を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの居住地)
- 二 当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び支給認定保護者との続柄

2 「同上」

(支給認定証の提示)

第十九条 支給認定保護者は、法第二十七条第二項の規定に基づき、支給認定教育・保育を受けるに当たっては、特定教育・保育施設から求めがあった場合には、当該特定教育・保育施設に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

「条を加える。」

十三号。以下「令」という。) 第四条第二項第一号の内閣府令で定める教育・保育給付認定保護者は、第四条の保育必要量の認定において、保育の利用について、一月当たり平均二百時間まで(一日当たり八時間までに限る。)の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者とする。

(令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定)

第二十一条 令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項、附則第五条の五第二項、附則第七条の二第四項及び第五項、附則第七条の三第二項並びに附則第四十五条とする。

「条を削る。」

(令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法)

第二十一条の二 市町村民税所得割合算額(令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。)を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外

(令第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定)

第二十条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項、附則第五条の五第二項、附則第七条の二第四項及び第五項、附則第七条の三第二項並びに附則第四十五条とする。

(令第四条第二項第一号の内閣府令で定める支給認定保護者)

第二十一条 令第四条第二項第一号の内閣府令で定める支給認定保護者は、第四条の保育必要量の認定において、保育の利用について、一月当たり平均二百時間まで(一日当たり八時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者とする。

「条を加える。」

の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。

2 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四條の二第一項第八号に規定する額（その者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四條の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四條の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

（令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者）

第二十二條 令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
「一七 略」

（令第四条第四項の内閣府令で定めるもの）

第二十二條 令第四条第四項の内閣府令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。
「一七 同上」

「条を削る。」

（令第四条第一項第二号及び第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法）

第二十二條の二 市町村民税所得割合算額（令第四条第一項第二号及び第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。

2 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしないもの」と読み替えた場合と同様の事情にある場合を含む。）をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四條の二第三項に該

(支給認定証の提示)

第二十六条 教育・保育給付認定保護者は、法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育を受けるに当たっては、特定地域型保育事業者から求めがあった場合には、当該特定地域型保育事業者に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

「条を削る。」

(令第十四条の内閣府令で定める者)

第二十八条の二 令第十四条の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 教育・保育給付認定保護者に監護されていた者
- 二 教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属(教育・保育給付認定保護者に監護される者及び前号に掲げる者を除く。)

第一章の三 子育てのための施設等利用給付

第一節 施設等利用給付認定等

(認定の申請等)

第二十八条の三 法第三十条の五第一項の規定により同項に規定する認定(以下「施設等利用給付認定」という。)を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申

当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(支給認定証の提示)

第二十六条 支給認定保護者は、法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育を受けるに当たっては、特定地域型保育事業者から求めがあった場合には、当該特定地域型保育事業者に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

(準用)

第二十六条の二 第二十二条の二の規定は、令第九条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定について準用する。

(令第十四条の二第一項の内閣府令で定める者)

第二十八条の二 令第十四条の二第一項の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 支給認定保護者に監護されていた者
- 二 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属(支給認定保護者に監護される者及び前号に掲げる者を除く。)

「章名を加える。」

「節名を加える。」

「条を加える。」

請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び当該小学校就学前子どもの保護者との続柄

三 認定を受けようとする法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

五 法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、市町村民税世帯非課税者（同号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。）に該当する旨

2 前項の申請書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる。きは、当該書類を省略させることができる。

3 第一項の申請書は、特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を経由して提出することができる。

4 特定子ども・子育て支援提供者は、関係市町村等との連携に努めるとともに、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。

（法第三十条の五第三項に規定する内閣府令で定める事項）

第二十八条の四 法第三十条の五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設等利用給付認定保護者（法第三十条の五第三項に規定す

「条を加える。」

- る施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。）の氏名、居住地及び生年月日
- 二 施設等利用給付認定子ども（法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- 三 施設等利用給付認定の年月日及び認定番号
- 四 該当する法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども区分
- 五 施設等利用給付認定に係る第一条の五各号に掲げる事由（法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）
- 六 次条に規定する施設等利用給付認定の有効期間
- 七 その他必要な事項

（法第三十条の六に規定する内閣府令で定める期間）

第二十八条の五 法第三十条の六に規定する内閣府令で定める期間

（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）は、次の各号に掲げる施設等利用給付認定子どもが該当する小学校就学前子ども区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 法第三十条の四第一号に掲げる小学校就学前子ども 施設等利用給付認定が効力を生じた日又は当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が法第三十条の五第一項の規定による申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けた日のいずれか早い日（以下「認定起算日」という。）から当該施設等利用給付認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間
- 二 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども（当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 第一号に定める期

「条を加える。」

間（法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもにあつては、認定起算日から当該施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの期間。以下この条において同じ。）

三 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども（当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のいずれか短い期間

イ 第一号に定める期間
ロ 認定起算日から、当該施設等利用給付認定保護者の出産日から起算して八週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間

四 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども（当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のいずれか短い期間

イ 第一号に定める期間
ロ 認定起算日から、同日から起算して九十日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間

五 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども（当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のいずれか短い期間

イ 第一号に定める期間
ロ 認定起算日から当該施設等利用給付認定保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間

六 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども（当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が第一条の五第九号又は第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 当該事由に該当するものとして認められた事情を勘案して市町村が定める期間

(法第三十条の七の届出)

第二十八条の六 施設等利用給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書(当該施設等利用給付認定子どもが法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合に限る。)及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなればならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他施設等利用給付認定保護者に対する施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

2 法第三十条の七に規定する内閣府令で定める事項は、第一条の五各号に掲げる事由の状況又は当該施設等利用給付認定保護者(法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る者に限る。)の属する世帯の所得の状況とする。

3 法第三十条の七に規定する内閣府令で定める書類は、第二十八条の三第二項の書類とする。

(法第三十条の八第一項に規定する内閣府令で定める事項)

第二十八条の七 法第三十条の八第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 該当する法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 施設等利用給付認定の有効期間

(施設等利用給付認定の変更の認定の申請)

第二十八条の八 法第三十条の八第一項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を申請しようとする施設等利用給付認定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなればならない。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

一 当該申請を行う施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び施設等利用給付認定保護者との続柄

三 第一条の五各号に掲げる事由の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

四 その者の属する世帯の所得の状況（法第三十条の四第一号に掲げる小学校就学前子どもから同条第三号に掲げる小学校就学前子どもへの区分への変更に係る申請に限る。）

五 その他必要な事項

2 前項の申請書には、前項第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続）

第二十八条の九 市町村は、法第三十条の八第四項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（準用）

第二十八条の十 第二十八条の三第三項及び第四項の規定は、法第三十条の八第二項又は第四項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。

（施設等利用給付認定の取消しを行う場合の手続）

第二十八条の十一 市町村は、法第三十条の九第一項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を書面により当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

通知するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第二十八条の十二 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、第二十八条の三第一項第一号及び第二号に掲げる事項(第三号において「届出事項」という。)を変更する必要が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの居住地)

二 当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び施設等利用給付認定保護者との続柄

三 届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

2 前項の届書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(施設等利用給付認定の申請を行うことができない小学校就学前子どもの保護者)

第二十八条の十三 次の各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもの保護者は、当該各号に定める小学校就学前子どもについて、法第三十条の五第一項の規定による申請を行うことができない。

一 その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費(法第二十八条第一項第三号に係るものを除く。)、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合 当該保育認定子ども

「条を加える。」

「条を加える。」

二 その小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設を現に利用している場合 当該小学校就学前子ども

(法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設の利用状況の報告)

第二十八条の十四 前条第二号に該当する小学校就学前子どもの保

護者は、当該小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設を利用するに至ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を当該小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村(次項において単に「市町村」という。)に提出しなければならない。

一 当該小学校就学前子どもの保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該保護者との続柄

三 当該令第一条に規定する施設の名称及び所在地

2 前条第二号に該当する小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが法令第一条に規定する施設の利用をやめようとするときは、その旨及び前項に掲げる事項を記載した書類を市町村に提出しなければならない。ただし、当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達する場合は、この限りでない。

3 前二項の書類は、当該小学校就学前子どもが現に利用している令第一条に規定する施設を経由して提出することができる。

第二節 施設等利用費の支給

(施設等利用費の支給)

第二十八条の十五 市町村は、施設等利用費の公正かつ適正な支給及び円滑な支給の確保、施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減及び利便の増進その他地域の実情を勘案して定める方法により、法第三十条の十一第一項の規定による施設等利用費の支給又は同条第三項の規定による支払を行うものとする。

「条を加える。」

「節を加える。」

「条を加える。」

(法第三十条の十一第一項の内閣府令で定める費用)

第二十八条の十六 法第三十条の十一第一項に規定する内閣府令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用
- 二 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用
- 三 食事の提供に要する費用
- 四 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- 五 前四号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額)

第二十八条の十七 令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 幼稚園 八千七百円
- 二 特別支援学校 四百円

(令第十五条の六第二項第二号の内閣府令で定める日数等)

第二十八条の十八 令第十五条の六第二項第二号の内閣府令で定める一月当たりの日数は、二十六日とする。

2 令第十五条の六第二項第二号に規定する場合における同号に定める額は、四百五十円に当該特定子ども・子育て支援を受けた日数を乗じて得た額とする。

3 令第十五条の六第二項第三号の内閣府令で定める量は、当該教育・保育が提供される一日当たりの時間が八時間(法第七条第十

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

項第五号イ又はロに定める一日当たりの時間を含む。）、かつ、一年当たりの期間が二百日とする。

（施設等利用費の支給申請）

第二十八条の十九 施設等利用給付認定保護者は、法第三十条の十

一 第一項の規定により施設等利用費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村に提出しなければならない。

一 施設等利用給付認定保護者の氏名、生年月日、居住地

二 施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども
の氏名、生年月日

三 認定番号

四 特定子ども・子育て支援施設等（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）
の名称

五 現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額及び施設等利用費の請求金額

2 前項の請求書には、特定子ども・子育て支援提供証明書（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第五十六条第二項に規定する特定子ども・子育て支援提供証明書をいう。）その他前項第五号に掲げる事項に関する証拠書類を添付しなければならない。

第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

「条を加える。」

第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節 特定教育・保育施設

「款名を加える。」

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〇十二 略〕

十三 法第三十三条第二項の規定により教育・保育給付認定子どもを選択する場合の基準

〔十四〇十七 略〕

（令第十八条第一項の内閣府令で定める者）

第三十五条 令第十八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、内閣総理大臣又は都道府県知事（第四十二条、第四十六条及び第五十三条の五において「市町村長等」という。）が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

〔節名を削る。〕

第二款 特定地域型保育事業者

〔節名を削る。〕

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

〔一〇十二 同上〕

十三 法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選択する場合の基準

〔十四〇十七 同上〕

（令第十八条第一項の内閣府令で定める者）

第三十五条 令第十八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、内閣総理大臣又は都道府県知事（第四十二条及び第四十六条において「市町村長等」という。）が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

第二節 特定地域型保育事業者

〔款名を加える。〕

第三節 業務管理体制の整備等

第三款 業務管理体制の整備等

「節名を削る。」

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第二節 特定子ども・子育て支援提供者

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等)

第五十三条の二 法第五十八条の二の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等である施設又は事業を行う者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 施設又は事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所

二 設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条列等

五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他子ども・子育て支援施設等であることを証する書類

六 施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

七 法第五十八条の十第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第五十三条の四第二項

「款名を加える。」

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

「款名を加える。」

「節名を加える。」

「条を加える。」

において「誓約書」という。）

八 役員の氏名、生年月日及び住所

九 その他確認に関し必要と認める事項

（特定子ども・子育て支援施設提供者の住所等の変更の届出等）

第五十三条の三

特定子ども・子育て支援提供者は、第五十三条の二第一号（子ども・子育て支援施設等の種類を除く。）、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号及び第八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならぬ。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 前項の届出であつて、特定子ども・子育て支援施設等である施設を設置者の役員若しくはその長又は特定子ども・子育て支援施設等である事業を行う者に係る管理者若しくは役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

（令第二十二條の三第一項の内閣府令で定める者）

第五十三条の四

令第二十二條の三第一項の内閣府令で定める者は、市町村長が法第五十八条の八第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定子ども・子育て支援提供者による子ども・子育て支援の提供体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該子ども・子育て支援提供者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない者とする。

（聴聞決定予定日の通知）

「条を加える。」

「条を加える。」

第五十三條の五 令第二十二條の三第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十八條の八第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第五十八條の十一の内閣府令で定める事項）

第五十三條の六 法第五十八條の十一の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称
- 二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
- 三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があつた場合にあつては、その年月日
- 四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間
- 五 子ども・子育て支援施設等の種類
- 六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあつては、第二十八條の十八第三項を満たしているか否かの別

（法第五十九條第三号ロに規定する内閣府令で定めるもの）

第五十四條の二 法第五十九條第三号ロに規定する内閣府令で定めるものは、食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用とする。

（令第二十四條第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由）
第五十六條 令第二十四條第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 教育・保育給付認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

（令第二十四條第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由）
第五十六條 令第二十四條第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により

災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

三 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

四 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第二号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額）

第五十七条 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第二号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに同じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

三 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

四 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額）

第五十七条 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもに同じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

一 教育認定子ども（令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四

「号を削る。」

「号を削る。」

一 満三歳未満保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下この条において同じ。）（次号に掲げるものを除く。） 八万円、六万円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、九千円又は零

二 満三歳未満保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。） 七万八千八百円、六万八千円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、九千円又は零

3 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、負担額算定基準子ども（令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 令第十三条第一項第一号に掲げる満三歳未満保育認定子ども

条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。） 二万五百円、一万円、三千円、零

二 満三歳以上保育認定子ども（前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。） 七万七千円、五万八千円、四万五千五百円、二万七千円、一万六千五百円、六千円、零

三 満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者（令第四条第二項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。）に係るもの）に限り、第一号及び第五号に掲げるものを除く。）であるもの 七万五千八百円、五万七千円、四万九千円、二万六千六百円、一万六千三百円、六千円、零

四 満三歳未満保育認定子ども（法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）（次号に掲げるものを除く。） 八万円、六万円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、九千円、零

五 満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。） 七万八千八百円、六万八千円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、九千円、零

3 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、負担額算定基準子ども（令第十四条の負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子

当該満三歳未満保育認定子どもに関して前項第一号又は第二号の規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

「号の細目を削る。」

「号の細目を削る。」

「号の細目を削る。」

二 令第十四条第二号に掲げる満三歳未満保育認定子ども 零

「号の細目を削る。」

「号の細目を削る。」

「号の細目を削る。」

4 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育給付認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該教育・保育給付認定保護者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 令第十四条第一号イ又はロに掲げる満三歳未満保育認定子どもも 当該満三歳未満保育認定子どもに関して第二項第一号又は第二号の規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額（令第九条において準用する令第四条第二項第八号に掲げる教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあつては、零）

どもに関して前項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 令第十四条第一号イに掲げる支給認定子ども

ロ 令第十四条第一号ロに掲げる支給認定子ども

ハ 令第十四条第一号ハに掲げる支給認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 令第十四条第二号イに掲げる支給認定子ども

ロ 令第十四条第二号ロに掲げる支給認定子ども

ハ 令第十四条第二号ハに掲げる支給認定子ども

4 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千七百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 令第十四条の二第一項第一号イ又はロに掲げる支給認定子どもも 当該支給認定子どもに関して第二項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額（令第四条第一項第四号及び第二項第七号、令第六条第一項第四号、令第七条第一項第四号、令第九条第一項第七号、令第十一條第一項第四号、令第十二條第一項第七号並びに令第十三條第一項第四号及び第二項第七号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、零）

二 令第十四条第二号イからハまでに掲げる満三歳未満保育認定子ども 零
「項を削る。」

(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由)

第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 月の途中において特定教育・保育等(法第五十九条第三号イに規定する特定教育・保育等をいう。)を受けることをやめること

「二・三 略」

(令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数)

第五十九条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数は、二十五日とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

(令第二十四条の四第二項の内閣府令で定める事由及び日数)

第五十九条の二 令第二十四条の四第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

二 令第十四条の二第一項第二号イからハまでに掲げる支給認定子ども 零

5|| 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第四条第四項に規定する要保護者等をいう。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「七万七千一百円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満)」とあるのは「七万七千一百円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由)

第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 月の途中において特定教育・保育等(法第五十九条第三号イに規定する特定教育・保育等をいう。)を受けることをやめること

「二・三 同上」

(令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数)

第五十九条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数は、次の各号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一|| 教育認定子ども又は特別利用教育を受けた満三歳以上保育認定子ども 二十日

二|| 満三歳以上保育認定子ども(前号に掲げるものを除く。)又は満三歳未満保育認定子ども 二十五日

「条を加える。」

一 月の途中において特定子ども・子育て支援を受けることをやめること

二 月の途中において、利用する特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の変更を行うこと

2 令第二十四条の四第二項の内閣府令で定める日数は、前項に掲げる事由があつた月において特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を開所する日数とする。

(身分を示す証明書の様式)

第六十条 法第十三条第二項(法第三十条の三において準用する場合を含む。)及び法第十四条第二項(法第三十条の三において準用する場合を含む。)において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 法第十五条第三項(法第三十条の三において準用する場合を含む。)において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

3 法第三十八条第二項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十三条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十三条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

附 則

(就労時間に係る要件に関する特例)

第二条 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一条の五第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

(身分を示す証明書の様式)

第六十条 法第十三条第二項及び法第十四条第二項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 法第十五条第三項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

3 法第三十八条第二項において準用する法第十三条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十三条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

附 則

(就労時間に係る要件に関する特例)

第二条 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一条第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)
 第三条 法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>〔略〕 第二十九条から第十三号から第十七号まで</p>	<p>〔略〕 十三 法第三十三条第二項の規定により教育・保育給付認定子どもを選択する場合の基準 十四 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。） 十六 役員の氏名、生年月日及び住所 十七 その他確認に關し必要と認める事項</p>	<p>〔略〕 十三 当該申請に係る事業に係る施設型給付費（法附則第六条第一項に規定する委託費を含む。）及び特例施設型給付費の請求に関する事項 十四 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。） 十五 役員の氏名、生年月日及び住所 十六 その他確認に關し必要と認める事項</p>
---	---	--

(特定市町村の要件)
 第八条 法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)
 第三条 法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>〔同上〕 第二十九条から第十三号から第十七号まで</p>	<p>〔同上〕 十三 法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選択する場合の基準 十四 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。） 十六 役員の氏名、生年月日及び住所 十七 その他確認に關し必要と認める事項</p>	<p>〔同上〕 十三 当該申請に係る事業に係る施設型給付費（法附則第六条第一項に規定する委託費を含む。）及び特例施設型給付費の請求に関する事項 十四 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。） 十五 役員の氏名、生年月日及び住所 十六 その他確認に關し必要と認める事項</p>
--	---	---

(特定市町村の要件)
 第八条 法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各

号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特別保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（法第十九条第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「保育認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（保育認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。
- 二 当該年度以降に保育認定保護者による特定教育・保育施設等の利用の申込みが増加することが見込まれること（前号に該当する場合を除く。）。

（保育充実事業）

第九条 法附則第十四条第一項に規定する保育充実事業は、次の各号に掲げる小学校就学前子ども保育に係る子ども・子育て支援に関する事業とする。

- 一 幼稚園（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であつて認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けていないもの（認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の要件、同法第十三条第一項の基準又は児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準（小規模保育事業に係るものに限る。）に適合することが見込まれるものに限る。）において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行うことに要する費用の一部を補助する事業

二 「略」

号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特別保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った支給認定保護者（法第十九条第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（支給認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。
- 二 当該年度以降に支給認定保護者による特定教育・保育施設等の利用の申込みが増加することが見込まれること（前号に該当する場合を除く。）。

（保育充実事業）

第九条 法附則第十四条第一項に規定する保育充実事業は、次の各号に掲げる小学校就学前子ども保育に係る子ども・子育て支援に関する事業とする。

- 一 幼稚園（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受けていないもの（認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の要件、同法第十三条第一項の基準又は児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準（小規模保育事業に係るものに限る。）に適合することが見込まれるものに限る。）において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行うことに要する費用の一部を補助する事業

二 「同上」

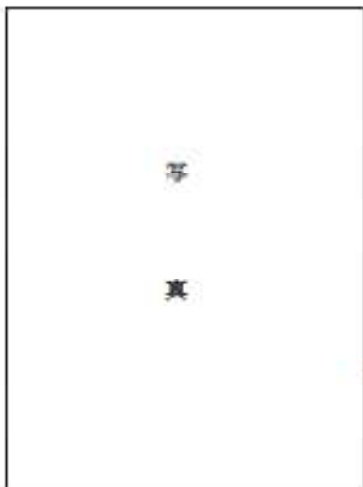
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第十三条 第一条の二第二号の規定の適用については、当分の間、「半数」とあるのは「三分の一」とする。</p>
	<p>「条を加える。」</p>

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。



子ども・子育て支援検査証

第 号



官 職
又は職名

氏 名

生年月日

子ども・子育て支援法第十三条及び第十四条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。

令和 年 月 日 交付

市（区）町村長



印

子ども・子育て支援法（抄）

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（準用）

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

第八十七条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 （略）

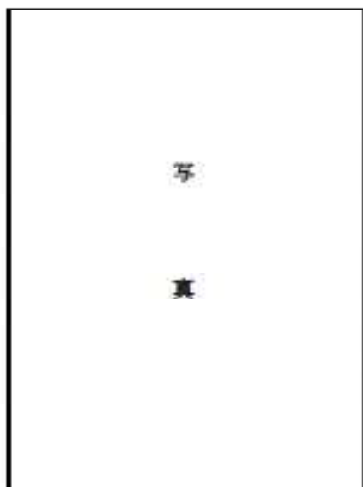
注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

子ども・子育て支援検査証

第 号



官 職
又は職名

写

氏 名

真

生年月日

子ども・子育て支援法第十五条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）
に定める当該職員であることを証する。

令和 年 月 日 交付

内 閣 総 理 大 臣

都 道 府 県 知 事



子ども・子育て支援法（抄）

（報告等）

第十三条（略）

- 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。
- 3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（準用）

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

第八十三条 第十五条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

子ども・子育て支援検査証

第 号



官 職
又は職名

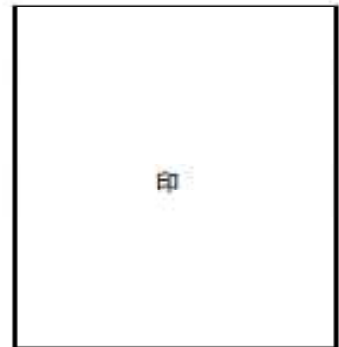
氏 名

生年月日

子ども・子育て支援法第三十八条、第五十条、第五十六条及び第五十八条の八に定める当該職員であることを証する。

令和 年 月 日 交付

市（区）町村長



子ども・子育て支援法（抄）

（総則）

第十二条（罰）

- 1 前項の規定による罰則を行う場合においては、当該職員は、その身分を十分証明書を提出し、かつ、罰則人の請求があるときは、これを提出しなければならない。
- 2 第一項の規定による罰則は、罰則徴収のために認められたものと認認してはならない。

（総則）

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは記録簿等その他の物件の提出若しくは提供を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し罰則を求め、又は当該市町村の職員に罰則者に対して質問をせしめ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他の特定教育・保育施設の設置に関係のある場所にも入り、その設置若しくは記録簿等その他の物件を検査することができる。

- 2 第十二条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第二項の規定は前項の規定による罰則について、それぞれ準用する。

（総則）

第三十九条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業若しくは特定地域型保育事業であった者若しくは特定地域型保育事業の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業であった者等」という。）に対し、報告若しくは記録簿等その他の物件の提出若しくは提供を命じ、特定地域型保育事業若しくは特定地域型保育事業の職員若しくは特定地域型保育事業であった者等に対し罰則を求め、又は当該市町村の職員に罰則者に対して質問をせしめ、若しくは特定地域型保育事業の特定地域型保育事業、事務所その他の特定地域型保育事業に関係のある場所にも入り、その設置若しくは記録簿等その他の物件を検査することができる。

- 2 第十二条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第二項の規定は前項の規定による罰則について、それぞれ準用する。

（総則）

第四十条 前条第二項の規定による罰則を受けた市町村長等は、当該罰則を行った特定教育・保育施設等（同条第四項の規定による罰則を受けた市町村長等においては、同項の規定による罰則を行った特定教育・保育施設等を除く。）における同条第一項の規定による罰則徴収体制の整備に努めて必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは記録簿等その他の物件の提出若しくは提供を命じ、当該特定教育・保育施設等若しくは当該特定教育・保育施設等の職員に罰則者に対して質問をせしめ、若しくは当該特定教育・保育施設等の記録簿等に係る教育・保育施設若しくは当該特定教育・保育施設等の設置に関係のある場所にも入り、その設置若しくは記録簿等その他の物件を検査することができる。

（罰則）

- 5 第十二条第二項の規定は第一項の規定による罰則又は検査について、同条第二項の規定は第一項の規定による罰則について準用する。

（総則）

第五十一条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を供給する施設若しくは特定子ども・子育て支援施設若しくは特定子ども・子育て支援施設であった者若しくは特定子ども・子育て支援を供給する施設若しくは事業所の職員であった者（以下この項において「特定子ども・子育て支援施設であった者等」という。）に対し、報告若しくは記録簿等その他の物件の提出若しくは提供を命じ、特定子ども・子育て支援施設若しくは特定子ども・子育て支援を供給する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援施設であった者等に対し罰則を求め、又は当該市町村の職員に罰則者に対して質問をせしめ、若しくは特定子ども・子育て支援を供給する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援施設等の事務所その他の特定子ども・子育て支援施設等の設置に関係のある場所にも入り、その設置若しくは記録簿等その他の物件を検査することができる。

（罰）

第二十四条 第三十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第五十一条の八第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提供をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提供をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（注意）

- 1 この検査等は、他人に貸し出し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査等は、職員の職務を怠り、又は不正な手続をしたときは、罰則中に含まれない。

- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二十八条の三、第二十八条の四、第五十条の二、第五十三条の七、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

(子ども・子育て支援施設等の別段の申出)

第二条 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「令和元年改正法」という。）附則第三条ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該申出に係る幼稚園（令和元年改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十四号。以下「新法」という。）第七条第十項第二号に規定する幼稚園をいう。第一号及び次条において同じ。）又は特別支援学校（新法第七条第十項第三号に規定する特別支援学校をいう。第一号及び次条において同じ。）の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る幼稚園又は特別支援学校の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所

二 令和元年改正法附則第三条本文の規定に係る確認を不要とする旨

(別段の申出をしない幼稚園又は特別支援学校の設置者に係る届出)

第三条 令和元年改正法附則第三条ただし書の規定による別段の申出をしない幼稚園又は特別支援学校の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。))を除く。)は、この府令の施行の日までの間に、第五十三条の二第五号に掲げる書類を、当該幼稚園又は特別支援学校の所在地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。)に提出しなければならない。

ばならない。

(令和元年改正法附則第四条第二項の規定により市町村が条例を定めた場合における技術的読替え)

第四条 令和元年改正法附則第四条第二項の規定により、市町村が条例を定めた場合における第五十三条の七の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条の六

一 当該特定子ども・子育て支援提供者

一 当該特定子ども・子育て支援提供者

の名称	の名称
<p>二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日</p>	<p>二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日</p>
<p>四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間</p>	<p>四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間</p>
<p>五 子ども・子育て支援施設等の種類</p> <p>六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の十八第三項</p>	<p>五 子ども・子育て支援施設等の種類</p> <p>六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の十八第三項</p>

	<p>を満たしているか否かの別</p>	<p>を満たしているか否かの別</p> <p>七 法附則第四条第二項の規定による条 例で定める基準への適合状況</p>
--	---------------------	---